

令和6年度 「島根の冬の美肌旅」  
～「しまね和牛」「温泉」を統一テーマとした観光誘客事業～  
実施業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度 「島根の冬の美肌旅」  
～「しまね和牛」「温泉」を統一テーマとした観光誘客事業～ 業務委託

## 2 目的

本県においては、令和4年に肉質を競う2大会で「しまね和牛」が全国1位に選ばれた。同一ブランド牛が2冠を達成するのは全国初であり、専門家からの評価が高まるなか、県内宿泊施設、観光施設、飲食店、及び生産者側を大きく巻き込んだ取組を進めていく。

本事業においては、「しまね和牛」と「温泉」を統一テーマとした宿泊プランの造成、プロモーションなどの取組を通して、冬こそ島根の魅力が輝く季節として、「島根の冬の美肌旅」をブランド化し、冬季閑散期の観光誘客、観光消費額拡大を目的とする。

以上のことを目的に、本事業を実施することとし、当要領により提案競技を実施し、業務の委託候補者を選定する。

## 3 委託期間

契約日～令和7年3月31日

## 4 委託料上限

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 委託業務内容

(1) 「しまね和牛」と「温泉」を統一テーマとした宿泊プランの造成

### ① 内容

- ・島根県内の宿泊事業者、飲食事業者等において「温泉」「しまね和牛」を組み合わせた内容の宿泊プランを造成すること。

※必ずしも宿泊施設内で完結するプランを造成する必要はなく、周辺温泉施設や飲食店を巻き込んだ取組でも可。

- ・宿泊施設や地域の事業者等へのヒアリングを行い、地域ごとの特色・課題を踏まえたうえで最適なプランを造成すること。
- ・ターゲットを意識した、魅力的なプランとすること。
- ・しまね和牛を提供する飲食・宿泊事業者等は、島根県農林水産部畜産課（以下、畜産課という）が今秋実施するメニューフェアに参加する事業者（30社程度、9月末までに決定）を追加することができるプランであること。

※メニューフェアとはしまね和牛を扱う県内飲食事業者等を県でPRし、しまね和牛の認知度向上及び需要拡大を促す取り組みの一つ。

- ・対象事業者の募集・選定については受託後島根県と協議の上、決定すること。
- ・既存の宿泊プランをブラッシュアップした宿泊プランでも可。ただし、観光消費額の拡大につながるよう、付加価値付与による高価格帯プランを造成すること。

### ②ターゲット

食にこだわりを持ち、旅の目的の一つに「食」「温泉」を設定する個人または小グループ

プでの観光客

- ③ 造成件数  
20 件以上 ※原則県東部・西部・隠岐で1 件以上造成すること
- ④ 販売期間  
令和6 年1 2 月～令和7 年3 月頃を予定
- ⑤ その他  
・参画事業者には対面等により事業趣旨を丁寧に説明すること。

## (2) FAM ツアーの実施

### ① 内容

- ・「しまね和牛」を味わう旅をインフルエンサー、メディア等に紹介し、発信してもらう FAM ツアーを実施すること。
- ・行程に生産者のこだわりや取り組みなどが伝わる生産現場見学、「しまね和牛」を使った特別感のある食事の提供を含むこと。  
※生産現場については、畜産課が紹介する牧場を想定
- ・1 泊以上し、「しまね和牛」のほかに、歴史・文化・自然・温泉等、島根ならではの観光素材を含めること。

(内容例)

- ・たたら製鉄に由来する資源循環型農業と食の魅力、たたら製鉄の歴史文化に触れ、SDGs の取組を行う生産現場見学を中心とするエコツアー
- ・隠岐諸島での放牧牛の見学や牛との体験コンテンツを含む大自然満喫ツアー

### ② ターゲット

「食」にこだわりを持ち、旅先で高い単価のグルメを食したいという層や、県内事業者の SDGs の取り組みや「しまね和牛」の品質の良さに共感を得られる観光客

### ③ 想定する参加者

- ・人数は3 名程度を想定。
- ・SDGs の取組や品質の良さに注目している観光客に発信することができる「グルメ」「和牛」「温泉」に強いインフルエンサー、メディアなど。  
※参加者の募集・選定については島根県と協議の上行うこと。

### ④ 実施時期

令和6 年8 月下旬～1 1 月頃

### ⑥ 実施回数

2 コース (各1 回ずつ) ※少なくとも1 コースは「温泉」を含めること。

### ⑦ その他

- ・FAM ツアーの実施にあたり、参加者との連絡調整、交通・宿泊の手配、食事、ガイド、資料準備、その他ツアーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。
- ・FAM ツアーの参加者によるプロモーション効果を測れるようにすること。
- ・FAM ツアー期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、参加者の安全確保につき対応すること。そのうえで行程中に生じる怪我や物損等についての参加者の個人責任の範囲について参加者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。
- ・受託後、具体的な日程や行程については島根県と協議を行うこと。

### (3) 作成した宿泊プランのプロモーション、販売促進

#### ①「島根の冬の美肌旅」のコンセプトづくり、ビジュアルコンテンツの制作

- ・「島根の冬の美肌旅」（「しまね和牛」を堪能し、「温泉」で癒される贅沢旅のようなイメージ）を定着させるためのキャッチコピー等のコンセプトづくりと、各種媒体で活用できる共通ビジュアルコンテンツ（ロゴ、画像、イラスト等）を作成すること。
- ・ビジュアルコンテンツを活用して、各種 WEB ページに掲載するためのバナーをあわせて制作すること。

※バナーの仕様については③エに記載。

#### ②パンフレットの製作

##### ア 製作物

パンフレット（紙・デジタル）

##### イ 仕様

- ・B5 サイズ
- ・20 ページ程度
- ・フルカラー
- ・マット紙 などを想定

※同内容でデジタルパンフレットも作成し、印刷できるようにしておくこと。また、

③で作成するランディングページに掲載できるようにすること。

##### ウ 内容

宿泊プランを含めた施設紹介を中心に、「しまね和牛」「温泉宿」「宿泊施設」（10施設程度）「飲食店情報※」を紹介

※飲食店情報については、QR コードで畜産課作成の WEB ページに誘導。

##### エ 冊数

30,000 部を想定

（配布先：県内宿泊施設、観光案内所等窓口、県外事務所ほか）

##### オ その他

- ・製作したパンフレットは配布計画を作成し、受託事業者が配布する。
- ・素材の写真や取材経費等の費用も含んだ積算とすること。
- ・「しまね和牛」「飲食店情報」の一部素材については、別途畜産課から素材提供可。その他必要な写真については、受託者が撮影、もしくは事業者から入手すること。

#### ③WEB サイト（ランディングページ）の製作

##### ア 設置先

しまね観光ナビ (<https://www.kankou-shimane.com/>) 内に特設ページとして掲載想定

##### イ 規格

1 ページ／階層なし

##### ウ 内容

パンフレットに記載の内容に加え、観光庁事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」により改修された県内宿泊施設 50 施設程度を紹介。

※写真等は受託者が撮影、もしくは事業者から入手すること

※宿泊施設 50 施設のうち、10 施設程度については取材を行うこと。

## エ バナー作成

計3種類作成すること（PNG形式またはJPGE形式）

①メイン用：横2000ピクセル×縦778ピクセル 1種類

※スマホ表示の場合、自動的に左右（横）が切れる仕様になるため、オリジナルサイズ2000ピクセル×778ピクセルに対して、中心から左右600ピクセル内（計1200ピクセル）におさめること。

②リンクバナー用：234×60ピクセル 1種類

③おすすめ情報用：横400ピクセル×縦240ピクセル 1種類

## オ 納品

コーディングデータを納品すること。（しまね観光ナビサーバへのアップロードは（公社）島根県観光連盟で行う）

## カ その他

- ・「島根の冬の美肌旅」のプレミアムなイメージを引き立てるウェブデザインとすること
- ・公開後、施設情報（1～2か所程度）の追加を1～2回程度想定する。

### ④プロモーションの実施

上記①～③を活用し、造成した宿泊プランの販売につながるよう、効果的なプロモーション方法を提案すること。

例) 無料動画配信サービス、SNS等での広告、特集ページ、冊子、アプリなど

## (4) 目標数

以下の目標数を提案書内に記載すること。

- ①宿泊単価の増加見込額
- ②プラン造成数
- ③プラン利用人数
- ④各施策の成果目標
- ⑤経済波及効果

※①～③の期間は提案による。

## (5) 委託業務完了報告書の作成

委託業務完了報告書に以下を記載して提出する。

### ①「しまね和牛」と「温泉」を統一テーマとした宿泊プランの造成

- ・宿泊プラン造成宿泊施設一覧
- ・宿泊プラン造成数、プラン内容
- ・宿泊プラン利用人数
- ・宿泊単価、消費単価の増加額、増加率など
- ・本事業が宿泊施設に与える経済波及効果
- ・宿泊事業者へのヒアリング結果

### ②FAMツアーの実施

- ・参加者リスト
- ・FAMツアーの様子（写真画像含む）

- ・参加者によるプロモーションの内容及び効果
- ③造成した宿泊プランのプロモーション、販売促進
  - ・本事業により製作したコンテンツのすべて
  - ・実施したプロモーション内容とその効果
- ※（４）の目標未達成の場合は、その理由を分析したものをまとめ、次年度以降の改善点や継続して取り組むべき内容、効果的な施策の在り方を示すこと。

## 6 県との調整

受託者は、以下のとおり受託業務の実施にあたり、県との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、本委託事業の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、原則1ヶ月に1回程度、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと（オンラインによる形式も可）。業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 委託業務の進捗状況、及び予約数、参加事業者へのヒアリング内容等について島根県から状況報告を求められた場合は速やかに対応し、報告すること。
- (4) 委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 業務実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

## 7 その他

- (1) 成果物に関わる著作権の扱い

受託者が制作した成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に定める権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合は、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 成果物の二次使用について

本業務において制作されたコンテンツは、島根県もしくは島根県が指定するものが制作運営するウェブサイト、紙媒体、SNS、その他目標達成に効果的と認める媒体等において、無償で二次使用を可能とすること。

- (3) 仕様変更等

- ①受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得なければならない。
- ②委託業務の内容について、実施段階において、畜産課の事業、その他各種要因等により変更する必要がある場合は、県と受託者で協議のうえ、変更することとする。